01　令和4年度　特集

第１節　環境分野における世界や国における動向

１　COP27・「損失と損害」に関する新基金の設立

令和４年11月６日～18日にエジプトで開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）。今回の開催地が温暖化の影響に脆弱なアフリカ開催ということもあり、特に気候災害の「損失と損害」への対応が焦点となり、新基金の設立が決まりました。これは、パリ協定で決めることができなかったアジェンダであったことから、今回の決定は大きな転換になったと言えます。

一方で、昨年グラスゴーCOP26会議でパリ協定の長期目標を事実上1.5度に強化したことや石炭火力の段階的削減に合意したことなどについての新たな進展はなく、緩和に関してはグラスゴー会議を上回る決定はされませんでした。

また、COP27開始直前に条約事務局が発表した報告書において、この１年間で目標を引き上げた国々は20か国以上あるにもかかわらず、世界中の国々の削減目標を足し合わせても、世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えるという目標にはまだ足りないことが示されました。このような事態改善のために今回のCOP27では「緩和作業計画」を作ることとされており、削減量が足りていない事態に対して国際的に検討を行う対話プロセスを作ることが今回の会議の方向性でした。先進国や新興国、それぞれの意見が交わされましたが、結果としては緩和作業計画に関する交渉は難しいとされ、緩和作業計画というプロセスが生み出せる成果が部分的に制限されることとなってしまいました。

最後に、全体会合を終え、ヨーロッパ連合ティメルマンス上級副委員長は「今回、損失と損害の基金ができたことはすばらしい。しかし、まずは排出削減を急がなければいくらお金を積んでも解消できない被害に直面する。」との述べ、温室効果ガスの更なる削減が必要だと強調しています。

２　COP15・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」等の採択

令和４年12月７日から12月19日にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議第二部（COP15第二部）。各論のうち、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」については、2010年に採択された「愛知目標」の後継であり2020年以降の生物多様性に関する世界目標となる枠組として、生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30％以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、外来種の導入率や定着率を半減して生態系への影響を軽減することや、生物の遺伝情報の利用で得られる利益を公平に配分することなどが決まりました。

また、途上国における新枠組の実施を支援するため、あらゆるソースからの資源の即時の動員を促進するためのガイダンスとして、「資源動員戦略フェーズⅠ（2023-2024）」が採択されました。日本としては、民間を含むすべての資源の増加、生物多様性に有害な資源動員は変更・削減・徐々に廃止し、動員した資源の有効性向上の３本柱をバランス良く反映すべきと主張しています。

３　脱炭素先行地域

国は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を「地域脱炭素ロードマップ」として令和３年６月に示しました。この中で、社会経済上の課題を解決するためにより良い地域づくりに努力している中、脱炭素の要素も加えた地域の未来像を描き、各地域の関係者が協力して行動することで、地域が主役となり強靭な活力ある地域社会への移行を目指すこととしています。

また、2050 年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、今後の５年間を集中期間として地域脱炭素の取組みを加速させるために、「脱炭素先行地域」をつくることとしており、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取り組み実施の道筋をつけ、地域発の「実行の脱炭素ドミノ」を起こし、2050 年を待たずして多くの地域で脱炭素を達成することを目指しています。

第２節　石狩市の環境分野トピックス

１　脱炭素先行地域に選定

令和４年４月26日、国は全国79件の計画提案の中から、26の自治体について第１回脱炭素先行地域を選定しました。北海道内からは、石狩市、上士幌町、鹿追町の３自治体が選ばれました。

石狩市では、「再エネの地産地活・脱炭素で地域をリデザイン」をテーマに、下記の２つのエリアにおいて事業を計画しています。

エリア①：札幌圏の産業拠点である「石狩湾新港地域」内において、地域の再生可能エネルギーを供給する「REゾーン」を設定し、そのゾーン内のデータセンターや商業施設などの脱炭素化と産業集積の両立を目指します。

エリア②：石狩市役所及び周辺の公共施設群５施設（市役所、石狩市民図書館、学校給食センター、こども未来館あいぽーと、総合保健福祉センター）に太陽光発電など再エネの最大限の導入を図るとともに、公共施設群間のマイクログリッド構築や石狩湾新港地域で発電された再生可能エネルギーの供給により、公共施設群からの脱炭素化を目指します。

これらの取組を軸に、再生可能エネルギーを活用した水素製造や交通部門のCO_2削減と同時に、地域の活性化に向けた各種施策を展開し、地域の脱炭素化と地域経済の発展を図ります。

図1-1　先行地域位置図

２　石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドラインの改正

平成30年９月１日に策定した「石狩市風力発電設備（1,000kW未満）の設置及び運用の基準に関するガイドライン」について見直しを行い、令和４年４月に改正しました。

本ガイドラインでは、環境影響評価法、北海道条例や一般社団法人日本風力発電協会による環境アセスガイドの対象外となる、出力規模1,000kW未満の風力発電設備を対象とし、国への事業計画の認定申請に合わせて、市に対しても事業主体や実施場所、事業規模等の届出をすることや、計画段階で市や設置区域の町内会、自治会及び住民等に対する事業説明などを求めています。

旧ガイドラインの施行から３年を経過し、この間、風力発電設備との住宅離隔、道路離隔に関し市民等から様々な意見・要望が寄せられていること、事業の地域説明の結果や進捗状況等を把握しきれていないことなどの課題が浮かび上がってきたことから、これら社会情勢の変化を踏まえた改正内容となっています。主な改正点は以下のとおりです。

改正項目	旧ガイドライン	新ガイドライン
住宅等からの距離	最大高の３倍 （100ｍ未満の場合は100ｍ）	最大高の５倍 （200ｍ未満の場合は200ｍ）
道路からの距離	－	最大高以上
事業者等による住民等への説明後の報告	－	事業者等は事業説明概要報告書を市に提出すること

※住宅等からの距離について、住民等の同意が得られたときはこの限りではない。

3　シロマダラの発見

令和３年度から、北海道レッドリストでDd（情報不足）の項目に指定されている、シロマダラという珍しいヘビのモニタリング調査を年に１度実施しています。シロマダラは、北海道の中でも発見例が少ない珍しい小型の種類であり、名前のとおりまだら模様が特徴的で、小型のトカゲなどを食べると言われています。令和３年度の調査では発見できませんでしたが、令和４年度の調査では生息が確認でき、下図の写真でもわかるように、色や細さから極めて見分けがつきにくく、すぐに発見できるような場所には生息していないことから、令和４年度の調査で確認できたことは、大変貴重な調査結果となります。

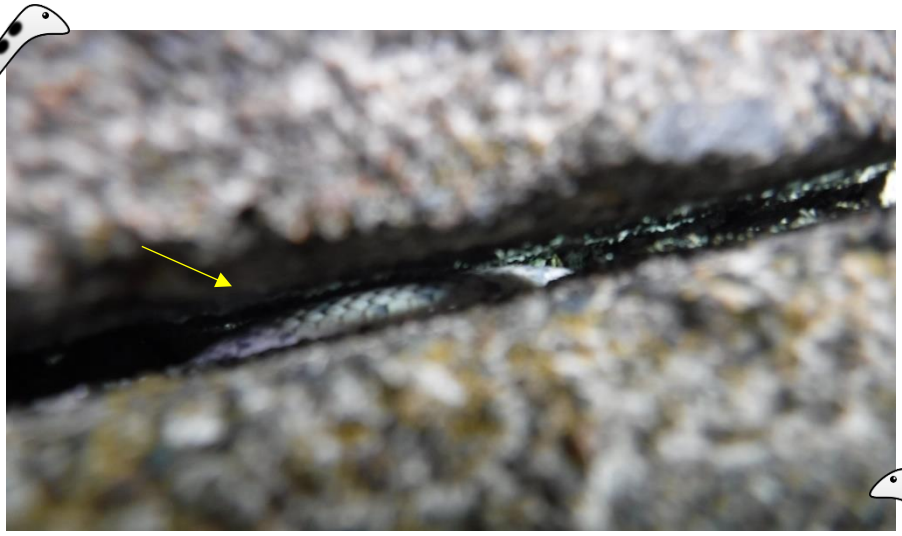

写真：令和４年度に発見したシロマダラ写真（石狩市）